国立大学法人京都大学教職員就業規則等の一部改正について(案)

国立大学法人京都大学教職員就業規則等の一部を改正する規則案

第1条 国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)の一部を次のように改正する。

(内容については、新旧対照表のとおり。)

第2条 国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)の一部を次のように改正する。

(内容については、新旧対照表のとおり。)

第3条 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)の一部を次のように改正する。

(内容については、新旧対照表のとおり。)

- 第4条 国立大学法人京都大学支援職員就業規則(令和4年達示第3号)の一部を次のように改正する。 (内容については、新旧対照表のとおり。)
- 第5条 国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号)の一部を次のように 改正する。

(内容については、新旧対照表のとおり。)

第6条 国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号)の一部を次のように 改正する。

(内容については、新旧対照表のとおり。)

第7条 国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成16年達示第78号)の一部を次のように改正する。

(内容については、新旧対照表のとおり。)

第8条 国立大学法人京都大学有期雇用教職員及び時間雇用教職員の雇用年齢上限後の雇用に関する特例を定める規則(平成18年達示第49号)の一部を次のように改正する。

(内容については、新旧対照表のとおり。)

第9条 国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程第7条に定める再雇用の上限年齢後の雇用に関する特例を定める規程(平成25年達示第59号)の一部を次のように改正する。

(内容については、新旧対照表のとおり。)

第10条 国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号)の一部を次のように改正する。

(内容については、新旧対照表のとおり。)

第11条 国立大学法人京都大学退職者功労表彰規程(平成24年達示第21号)の一部を次のように改正する。

(内容については、新旧対照表のとおり。)

第12条 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号)の一部を次のように改正する。

(内容については、新旧対照表のとおり。)

第13条 国立大学法人京都大学教職員早期退職規程(平成22年達示第23号)の一部を次のように改正する。

(内容については、新旧対照表のとおり。)

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の国立大学法人京都大学教職員就業規則第22条第1項の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する教職員(教員を除く。)の定年は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。

附則別表

| 生年月日 | 定年 |
|---------------------|------|
| 昭和38年4月2日~昭和39年4月1日 | 満61歳 |
| 昭和39年4月2日~昭和40年4月1日 | 満62歳 |
| 昭和40年4月2日~昭和41年4月1日 | 満63歳 |
| 昭和41年4月2日~昭和42年4月1日 | 満64歳 |

- 3 改正後の国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則第34条の規定にかかわらず、国立大学法人京都大学教職員就業規則等の一部を改正する規則(令和5年達示第●号)附則第2項附則別表の規定により満64歳以下の定年が定められている無期雇用教職員が定年に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、国立大学法人京都大学教職員就業規則第2条第4項第3号に掲げる時間雇用教職員(国立大学法人時間雇用教職員就業規則第2条第2項に定める無期雇用教職員を除く。)として雇用することができる。
- 4 改正後の国立大学法人京都大学支援職員就業規則第3条第3項及び第7条第1項の規定にかかわらず、 生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する支援職員の雇用年齢上限及び定年は、それぞれ同 表右欄に掲げる年齢とする。

附則別表

| 生年月日 | 雇用年齢上限及び定年 |
|---------------------|------------|
| 昭和38年4月2日~昭和39年4月1日 | 満61歳 |
| 昭和39年4月2日~昭和40年4月1日 | 満62歳 |
| 昭和40年4月2日~昭和41年4月1日 | 満63歳 |
| 昭和41年4月2日~昭和42年4月1日 | 満64歳 |

5 改正後の国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則別表第1の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する事務補佐員、技術補佐員及び技能補佐員の雇用年齢上限及び定年は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。

附則別表

| 生年月日 | 雇用年齢上限及び定年 |
|---------------------|------------|
| 昭和38年4月2日~昭和39年4月1日 | 満61歳 |
| 昭和39年4月2日~昭和40年4月1日 | 満62歳 |
| 昭和40年4月2日~昭和41年4月1日 | 満63歳 |
| 昭和41年4月2日~昭和42年4月1日 | 満64歳 |

6 改正後の国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則別表第1の規定にかかわらず、生年月日が 附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する労務補佐員の雇用年齢上限及び定年は、それぞれ同表右 欄に掲げる年齢とする。

附則別表

| 生年月日 | 雇用年齢上限及び定年 |
|---------------------|------------|
| 昭和38年4月2日~昭和41年4月1日 | 満63歳 |
| 昭和41年4月2日~昭和42年4月1日 | 満64歳 |

- 7 改正後の国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則第78条の規定にかかわらず、国立大学法人京都大学教職員就業規則等の一部を改正する規則(令和5年達示第●号)附則第5項又は附則第6項の附則別表の規定により満64歳以下の定年が定められている無期雇用教職員が定年に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、国立大学法人京都大学教職員就業規則第2条第4項第3号に掲げる時間雇用教職員(国立大学法人時間雇用教職員就業規則第2条第2項に定める無期雇用教職員を除く。)として雇用することができる。
- 8 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する時間雇用教職員(改正前の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1又は別表第2において雇用年齢上限が「満60歳(ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)」と定められていた職名の者に限る。)の雇用年齢上限は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。

附則別表

| 生年月日 | 雇用年齢上限 |
|---------------------|------------------------|
| 昭和38年4月2日~昭和39年4月1日 | 満61歳 |
| | (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳) |
| 昭和39年4月2日~昭和40年4月1日 | 満62歳 |
| | (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳) |
| 昭和40年4月2日~昭和41年4月1日 | 満63歳 |
| | (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳) |
| 昭和41年4月2日~昭和42年4月1日 | 満64歳 |
| | (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳) |

9 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1から別表第3までの規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する時間雇用教職員(改正前の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1から別表第3までにおいて定年が「満60歳」と定められていた職名の者に限る。)の定年は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。

附則別表

| 生年月日 | 定年 |
|---------------------|------|
| 昭和38年4月2日~昭和39年4月1日 | 満61歳 |
| 昭和39年4月2日~昭和40年4月1日 | 満62歳 |
| 昭和40年4月2日~昭和41年4月1日 | 満63歳 |
| 昭和41年4月2日~昭和42年4月1日 | 満64歳 |

10 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する労務補佐員の雇用年齢上限は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。

附則別表

| 生年月日 | 雇用年齢上限 |
|---------------------|------------------------|
| 昭和38年4月2日~昭和41年4月1日 | 満63歳 |
| | (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳) |
| 昭和41年4月2日~昭和42年4月1日 | 満64歳 |
| | (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳) |

11 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する労務補佐員の定年は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。附則別表

生年月日 定年

| 昭和38年4月2日~昭和41年4月1日 | 満63歳 |
|---------------------|------|
| 昭和41年4月2日~昭和42年4月1日 | 満64歳 |

- 12 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則第69条の規定にかかわらず、国立大学法人京都大学教職員就業規則等の一部を改正する規則(令和5年達示第●号)附則第9項又は附則第11項の附則別表の規定により満64歳以下の定年が定められている無期雇用教職員が定年に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、国立大学法人京都大学教職員就業規則第2条第4項第3号に掲げる時間雇用教職員(国立大学法人時間雇用教職員就業規則第2条第2項に定める無期雇用教職員を除く。)として雇用することができる。
- 13 当分の間、第1条第1項の規定中「定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上の教職員」とあるのは「満45歳以上(教授、准教授、講師、助教及び助手にあっては満50歳以上)の教職員」と読み替える。

改正理由

少子高齢化の進展、若年者労働人口の減少といった社会背景の中で、京都大学の組織活力を維持しつつ、シニア職員が知識・経験を生かし、能力を存分に発揮できるよう、職員の定年年齢の65歳への引き上げ、役職定年制の導入等、国家公務員に準じた所要の改正を行うため及び退職者功労表彰を永年勤続功労表彰に改めるため、所要の改正を行おうとするものである。

改 正 前

改 正 後

国立大学法人京都大学教職員就業規則 (平成16年達示第70号)

(前略)

(配置換・出向等)

第13条 教職員は業務上の都合により併任、配置換 又は出向を命ぜられることがある。

2 · 3 (略)

(中略)

(休職中の身分及び給与)

第18条 (略)

2 休職中の教職員の給与については、国立大学法人 京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80 号。以下「給与規程」という。) 京都大学年俸制教員給与規程(平成26年達示第56号。以下「年俸制教員給与規程」という。)による。

(中略)

(定年)

- 第22条 教職員の定年は、<u>次の各号に定めるとおり</u> とする。
 - (1) 教員 満65歳
 - (2) 大学の警備等の業務及び労務の業務に従事する 者 満63歳
 - (3) 前2号以外の教職員 満60歳
- 2 (略)

(中略)

(表彰)

- 第47条 大学は、次の各号の一に該当すると認める 教職員を表彰する。
 - (1)~(4) (略)
 - (5) <u>退職時において</u>大学に功労があった者として<u>国</u> 立大学法人京都大学退職者功労表彰規程 (平成24 年達示第21号) に該当する者

(6) (略)

(後略)

(配置換・出向等)

第13条 (同 左)

(満60歳に達した職員の配置換)

- 第13条の2 前条に定めるもののほか、満60歳に 達した教職員(教員を除く。)については、満60 歳に達した日後における最初の4月1日に、国立大 学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第 80号。以下「給与規程」という。)第12条に定 める俸給の特別調整額の支給対象となる職(以下 「指定役職」という。)以外の職への配置換をする ものとする。
- 2 教職員(教員を除く。)は、満60歳に達した日 後における最初の4月1日以後、新たに指定役職に 就くことはできない。
- 3 前各項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(休職中の身分及び給与)

第18条 (同 左)

2 休職中の教職員の給与については、<u>給与規程</u>又は 国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程(平成2 6年達示第56号。以下「年俸制教員給与規程」と いう。)による。

(定年)

第22条 教職員の定年は、満65歳とする。

2 (同 左)

(表彰)

第47条 (1)~(4) (同 左)

- (5) <u>永年勤続し、</u>大学に功労があった者として<u>国立</u> 大学法人京都大学永年勤続功労表彰規程(平成24 年達示第21号)に該当する者
- (6) (同 左)

| 改 正 前 | 改正後 |
|-------|-----|
| | |

附 則 抄 (施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の国立大学法人京都大学教職員就業規則第 22条第1項の規定にかかわらず、生年月日が附則 別表左欄に掲げる期間の区分に該当する教職員(教 員を除く。)の定年は、それぞれ同表右欄に掲げる 年齢とする。

附則別表

| (1/2)12(| | |
|------------|------|--|
| 生年月日 | 定年 | |
| 昭和38年4月2日~ | 満61歳 | |
| 昭和39年4月1日 | | |
| 昭和39年4月2日~ | 満62歳 | |
| 昭和40年4月1日 | | |
| 昭和40年4月2日~ | 満63歳 | |
| 昭和41年4月1日 | | |
| 昭和41年4月2日~ | 満64歳 | |
| 昭和42年4月1日 | | |

国立大学法人京都大学教員就業特例規則 (平成16年達示第71号)

(前略)

(定年の特例)

第8条 大学院法学研究科附属法政策共同研究センター政策実務教育支援セクション教授(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第5条第4項に規定する専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者に限る。)の定年は、就業規則第22条第1項<u>第1号</u>の規定にかかわらず、満70歳とする。

(後略)

(定年の特例)

第8条 大学院法学研究科附属法政策共同研究センター政策実務教育支援セクション教授(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第5条第4項に規定する専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者に限る。)の定年は、就業規則第22条第1項の規定にかかわらず、満70歳とする。

附 則 抄 (施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業 規則

(平成18年達示第21号)

(前略)

第2章 年俸制特定教員

(中略)

(他の規則の準用)

第7条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員 の就業に関する事項については、就業規則(第23

第2章 年俸制特定教員

(他の規則の準用)

第7条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員 の就業に関する事項については、就業規則(第13

条及び第64条を除く。)の規定を準用する。この 場合において、同規則第2条第3項の規定により年 俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項 のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則 (平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規 則」という。)第3条、第10条及び第12条の規 定中「学系会議等」とあるのは「教授会又はこれに 代わる会議」と、第3条第4項中「組織の長(全学 教員部会議にあっては国立大学法人京都大学教員選 考規程(平成27年達示第76号。以下「教員選考 規程」という。) 第12条第1項に規定する担当理 事。以下「組織の長」という。)」とあるのは「組 織の長(以下「組織の長」という。)」と、就業規 則第15条第3項の規定により年俸制特定教員に準 用する休職に関する事項のうち、国立大学法人京都 大学教職員休職規程(平成16年達示第77号。以 下「休職規程」という。)第2条第1項及び第4条 第1項の規定中「学系会議又は全学教員部会議」と あるのは「教授会又はこれに代わる会議」と読み替 える。

2 (略)

3 第1項前段の規定にかかわらず、就業規則第22 条第1項<u>第1号</u>の規定は、総合生存学館、国際高等 教育院、大学院教育支援機構、学生総合支援機構、 環境安全保健機構、情報環境機構、図書館機構、産 官学連携本部、オープンイノベーション機構、国際 戦略本部、人と社会の未来研究院、高等研究院、学 際融合教育研究推進センター又は学術研究展開セン ターにおいて雇用する場合(大学が特に認める場合 に限る。)は、これを準用しない。

4 • 5 (略)

第3章 特定拠点教員

(中 略)

(他の規則の準用)

第11条 この章に定めるもののほか、特定拠点教員 の就業に関する事項については、就業規則(第22 条(無期雇用教職員となった場合を除く。)、第2 3条及び第64条を除く。)の規定を準用する。こ の場合において、同規則第2条第3項の規定により 特定拠点教員に準用する採用・懲戒等に関する事項 のうち、教員就業特例規則第3条、第10条及び第 12条の規定中「学系会議等」とあるのは「教授会 又はこれに代わる会議」と、第3条第4項中「組織 の長(全学教員部会議にあっては国立大学法人京都 大学教員選考規程(平成27年達示第76号。以下 「教員選考規程」という。) 第12条第1項に規定 する担当理事。以下「組織の長」という。)」とあ るのは「組織の長(以下「組織の長」という。)」 と、就業規則第15条第3項の規定により特定拠点 教員に準用する休職に関する事項のうち、休職規程 第2条第1項及び第4条第1項の規定中「学系会議

条の2、第23条及び第64条を除く。)の規定を 準用する。この場合において、同規則第2条第3項 の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒 等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員 就業特例規則(平成16年達示第71号。以下「教 員就業特例規則」という。)第3条、第10条及び 第12条の規定中「学系会議等」とあるのは「教授 会又はこれに代わる会議」と、第3条第4項中「組 織の長(全学教員部会議にあっては国立大学法人京 都大学教員選考規程(平成27年達示第76号。以 下「教員選考規程」という。)第12条第1項に規 定する担当理事。以下「組織の長」という。)」と あるのは「組織の長(以下「組織の長」とい う。)」と、就業規則第15条第3項の規定により 年俸制特定教員に準用する休職に関する事項のう ち、国立大学法人京都大学教職員休職規程(平成16 年達示第77号。以下「休職規程」という。) 第2 条第1項及び第4条第1項の規定中「学系会議又は 全学教員部会議」とあるのは「教授会又はこれに代 わる会議」と読み替える。

2 (同 左)

3 第1項前段の規定にかかわらず、就業規則第22 条第1項の規定は、総合生存学館、国際高等教育院、大学院教育支援機構、学生総合支援機構、環境安全保健機構、情報環境機構、図書館機構、産官学連携本部、オープンイノベーション機構、国際戦略本部、人と社会の未来研究院、高等研究院、学際融合教育研究推進センター又は学術研究展開センターにおいて雇用する場合(大学が特に認める場合に限る。)は、これを準用しない。

4・5 (同 左)

第3章 特定拠点教員

(他の規則の準用)

第11条 この章に定めるもののほか、特定拠点教員 の就業に関する事項については、就業規則(第13 条の2、第22条(無期雇用教職員となった場合を 除く。)、第23条及び第64条を除く。)の規定 を準用する。この場合において、同規則第2条第3 項の規定により特定拠点教員に準用する採用・懲戒 等に関する事項のうち、教員就業特例規則第3条、 第10条及び第12条の規定中「学系会議等」とあ るのは「教授会又はこれに代わる会議」と、第3条 第4項中「組織の長(全学教員部会議にあっては国 立大学法人京都大学教員選考規程(平成27年達示 第76号。以下「教員選考規程」という。) 第12 条第1項に規定する担当理事。以下「組織の長」と いう。)」とあるのは「組織の長(以下「組織の 長」という。)」と、就業規則第15条第3項の規 定により特定拠点教員に準用する休職に関する事項 のうち、休職規程第2条第1項及び第4条第1項の 改 正 前

又は全学教員部会議」とあるのは「教授会又はこれ に代わる会議」と読み替える。

2 (略)

第4章 特定外国語担当教員

(中略)

(準用)

第13条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、就業規則第22条第1 項<u>第1号</u>の規定は、国際高等教育院において雇用する場合(大学が特に認める場合に限る。)は、これ を準用しない。
- 3 (略)

(中略)

第6章 特定専門業務職員

(中略)

(他の規則の準用)

- 第20条 この章に定めるもののほか、特定専門業務職員の就業に関する事項については、就業規則(第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第31条の規定により特定専門業務職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第19条まで、第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当を除く。)、第21条、第22条及び第27条から第35条までの規定並びに就業規則第40条の規定により特定専門業務職員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、勤務時間等規程第27条第19号の規定は、この限りでない。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、就業規則第22条 第1項<u>第3号</u>の規定は、大学が特に認めた場合(無 期雇用教職員となった場合を除く。)は、これを準 用しない。
- 3 (略)

(中略)

第8章 特定研究員

(中 略)

(準用)

第28条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第22条第1 項<u>第3号</u>の規定は、iPS細胞研究プログラムにより雇用する場合において大学が特に認めた場合(無期雇用教職員となった場合を除く。)は、これを準用しない。

第9章 特定医療技術職員

(中 略)

(他の規則の準用)

第32条 この章に定めるもののほか、特定医療技術 職員の就業に関する事項については、就業規則(第 23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。 改 正 後

規定中「学系会議又は全学教員部会議」とあるのは 「教授会又はこれに代わる会議」と読み替える。

2 (同 左)

第4章 特定外国語担当教員

(準用)

第13条 (同 左)

- 2 前項の規定にかかわらず、就業規則第22条第1 項の規定は、国際高等教育院において雇用する場合 (大学が特に認める場合に限る。)は、これを準用 しない。
- 3 (同 左)

第6章 特定専門業務職員

(他の規則の準用)

- 第20条 この章に定めるもののほか、特定専門業務職員の就業に関する事項については、就業規則(第13条の2、第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第31条の規定により特定専門業務職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第19条まで、第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当を除く。)、第21条、第22条及び第27条から第35条までの規定並びに就業規則第40条の規定により特定専門業務職員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、勤務時間等規程第27条第19号の規定は、この限りでない。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、就業規則第22条 第1項の規定は、大学が特に認めた場合(無期雇用 教職員となった場合を除く。)は、これを準用しな い。
- 3 (同 左)

第8章 特定研究員

(準用)

第28条 (同 左)

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第22条第1 項の規定は、iPS細胞研究プログラムにより雇用 する場合において大学が特に認めた場合(無期雇用 教職員となった場合を除く。)は、これを準用しな い。

第9章 特定医療技術職員

(他の規則の準用)

第32条 この章に定めるもののほか、特定医療技術 職員の就業に関する事項については、就業規則(<u>第</u> 13条の2、第23条及び第64条を除く。)の規 改正前

ただし、同規則第40条の規定により特定医療技術職員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、勤務時間等規程第27条第19号の規定は、この限りでない。

第10章 無期雇用教職員の特例

(中略)

(再雇用)

第34条 定年が満60歳と定められている無期雇用 教職員が定年に達し、かつ、継続して勤務すること を希望するときは、就業規則第2条第4項第3号に 掲げる時間雇用教職員(国立大学法人時間雇用教職 員就業規則第2条第2項に定める無期雇用教職員を 除く。)として雇用することができる。

(後略)

国立大学法人京都大学支援職員就業規則 (令和4年達示第3号)

(前略)

(有期労働契約期間)

第3条 (略)

3 雇用年齢上限は、<u>満60歳</u>とし、支援職員の契約 期間は、当該年齢に達する日の属する事業年度の末 日を超えることはできない。

(中略)

(定年)

第7条 支援職員の定年は、満60歳とする。

2 (略)

(中略)

(他の規則の準用)

第20条 この規則に定めるもののほか、支援職員の 就業に関する事項については、就業規則(第5条、 第11条から第13条まで、第19条第1項第2 __改 正 後 : ただ! 同担則第40条の

定を準用する。ただし、同規則第40条の規定により特定医療技術職員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、勤務時間等規程第27条第19号の規定は、この限りでない。

第10章 無期雇用教職員の特例

第34条 削除

附 則 抄(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 3 改正後の国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則第34条の規定にかかわらず、国立大学法人京都大学教職員就業規則等の一部を改正する規則(令和5年達示第●号)附則第2項附則別表の規定により満64歳以下の定年が定められている無期雇用教職員が定年に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、国立大学法人京都大学教職員就業規則第2条第4項第3号に掲げる時間雇用教職員(国立大学法人時間雇用教職員就業規則第2条第2項に定める無期雇用教職員を除く。)として雇用することができる。

(有期労働契約期間)

第3条 2 (同 左)

3 雇用年齢上限は、<u>満65歳</u>とし、支援職員の契約 期間は、当該年齢に達する日の属する事業年度の末 日を超えることはできない。

(定年)

第7条 支援職員の定年は、満65歳とする。

2 (同左)

(他の規則の準用)

第20条 この規則に定めるもののほか、支援職員の 就業に関する事項については、就業規則(第5条、 第11条から第13条の2まで、第19条第1項第

改正前

号、第21条から第22条の2まで、第40条、第46条、第64条及び第68条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第31条の規定により支援職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第3条、第5条から第8条まで、第9条第2項、第11条、第28条から第31条まで及び第40条の規定は、この限りでない。

2~5 (略) (後略) 改 正 後

2号、第21条から第22条の2まで、第40条、 第46条、第64条及び第68条を除く。)の規定 を準用する。ただし、同規則第31条の規定により 支援職員に準用する給与に関する事項のうち、給与 規程第3条、第5条から第8条まで、第9条第2 項、第11条、第28条から第31条まで及び第40 条の規定は、この限りでない。

2~5 (同 左)

附 則 抄(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 4 改正後の国立大学法人京都大学支援職員就業規則 第3条第3項及び第7条第1項の規定にかかわら ず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に 該当する支援職員の雇用年齢上限及び定年は、それ ぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。

附則別表

| RIDIAX | | |
|------------|------------|--|
| 生年月日 | 雇用年齢上限及び定年 | |
| 昭和38年4月2日~ | 満61歳 | |
| 昭和39年4月1日 | | |
| 昭和39年4月2日~ | 満62歳 | |
| 昭和40年4月1日 | | |
| 昭和40年4月2日~ | 満63歳 | |
| 昭和41年4月1日 | | |
| 昭和41年4月2日~ | 満64歳 | |
| 昭和42年4月1日 | | |

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号)

(前 略)

(表彰)

- 第59条 大学は、次の各号の一に該当すると認める 有期雇用教職員を表彰する。
 - (1)~(4) (略)
 - (5) 退職時において大学に功労があった者として国立大学法人京都大学退職者功労表彰規程(平成24年達示第21号)に該当する者
 - (6) その他特に教職員の模範として推奨すべき実績があった者

(中略)

(再雇用)

第78条 定年が満60歳又は満63歳と定められている無期雇用教職員が定年に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、就業規則第2条第4項第3号に掲げる時間雇用教職員(国立大学法人

(表彰) 第59条 (1)~(4) (同 左)

(5) その他特に教職員の模範として推奨すべき実績 があった者

第78条 削除

改 正 前 改 正 後

時間雇用教職員就業規則第2条第2項に定める無期 雇用教職員を除く。)として雇用することができ る。

附則抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 5 改正後の国立大学法人京都大学有期雇用教職員就 業規則別表第1の規定にかかわらず、生年月日が附 則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する事務補佐 員、技術補佐員及び技能補佐員の雇用年齢上限及び 定年は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。

附則別表

| N177 127 | |
|------------|------------|
| 生年月日 | 雇用年齢上限及び定年 |
| 昭和38年4月2日~ | 満61歳 |
| 昭和39年4月1日 | |
| 昭和39年4月2日~ | 満62歳 |
| 昭和40年4月1日 | |
| 昭和40年4月2日~ | 満63歳 |
| 昭和41年4月1日 | |
| 昭和41年4月2日~ | 満64歳 |
| 昭和42年4月1日 | |

6 改正後の国立大学法人京都大学有期雇用教職員就 業規則別表第1の規定にかかわらず、生年月日が附 則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する労務補佐 員の雇用年齢上限及び定年は、それぞれ同表右欄に 掲げる年齢とする。

附則別表

| 生年月日 | 雇用年齢上限及び定年 |
|------------|------------|
| 昭和38年4月2日~ | 満63歳 |
| 昭和41年4月1日 | |
| 昭和41年4月2日~ | 満64歳 |
| 昭和42年4月1日 | |

7 改正後の国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則第78条の規定にかかわらず、国立大学法人京都大学教職員就業規則等の一部を改正する規則(令和5年達示第●号)附則第5項又は附則第6項の附則別表の規定により満64歳以下の定年が定められている無期雇用教職員が定年に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、国立大学法人京都大学教職員就業規則第2条第4項第3号に掲げる時間雇用教職員(国立大学法人時間雇用教職員就業規則第2条第2項に定める無期雇用教職員を除く。)として雇用することができる。

別表第1 (略) 別表第2~第10 (略) 別表第1 (別 添) 別表第2~第10 (同 左)
 改 正 前
 改 正 後

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)

(前 略) (再雇用)

第69条 定年が満60歳又は満63歳と定められている無期雇用教職員が定年に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、引き続き時間雇用教職員(第2条第2項に定める無期雇用教職員を除く。)として雇用することができる。

第69条 削除

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 8 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する時間雇用教職員(改正前の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1又は別表第2において雇用年齢上限が「満60歳(ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)」と定められていた職名の者に限る。)の雇用年齢上限は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。

附則別表

| 生年月日 | 雇用年齢上限 |
|------------|------------|
| 昭和38年4月2日~ | 満61歳 |
| 昭和39年4月1日 | (ただし、大学が特に |
| | 認めた場合は、満65 |
| | 歳) |
| 昭和39年4月2日~ | 満62歳 |
| 昭和40年4月1日 | (ただし、大学が特に |
| | 認めた場合は、満65 |
| | 歳) |
| 昭和40年4月2日~ | 満63歳 |
| 昭和41年4月1日 | (ただし、大学が特に |
| | 認めた場合は、満65 |
| | 歳) |
| 昭和41年4月2日~ | 満64歳 |
| 昭和42年4月1日 | (ただし、大学が特に |
| | 認めた場合は、満65 |
| | 歳) |

9 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就 業規則別表第1から別表第3までの規定にかかわら ず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に 該当する時間雇用教職員(改正前の国立大学法人京 都大学時間雇用教職員就業規則別表第1から別表第 3までにおいて定年が「満60歳」と定められてい た職名の者に限る。)の定年は、それぞれ同表右欄 に掲げる年齢とする。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|-------|--|
| | 附則別表 |
| | 生年月日 定年 |
| | 昭和38年4月2日~ 満61歳 |
| | 昭和39年4月1日 |
| | 昭和39年4月2日~ 満62歳 |
| | 昭和40年4月1日 |
| | 昭和40年4月2日~ 満63歳 |
| | 昭和41年4月1日 |
| | 昭和41年4月2日~ 個64歳 |
| | пин 4 2 т 4 д 1 д |
| | 10 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員 |
| | 就業規則別表第1の規定にかかわらず、生年月日が |
| | 附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する労務補 |
| | 佐員の雇用年齢上限は、それぞれ同表右欄に掲げる |
| | 年齢とする。 |
| | 附則別表 |
| | 生年月日 雇用年齢上限 |
| | 昭和38年4月2日~ 満63歳 |
| | 昭和41年4月1日 (ただし、大学が特に |
| | 認めた場合は、満65 |
| | 歳) |
| | 昭和41年4月2日~ 満64歳 |
| | 昭和42年4月1日 (ただし、大学が特に 割めた場合は、滞ぐこ |
| | 認めた場合は、満65 歳) |
| | MX/ |
| | │ │11 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員 |
| | 就業規則別表第1の規定にかかわらず、生年月日が |
| | 附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する労務補 |
| | 佐員の定年は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とす |
| | る。 |
| | 附則別表 |
| | 生年月日 定年 |
| | 昭和38年4月2日~ 満63歳 |
| | 昭和41年4月1日 |
| | 昭和41年4月2日~ 満64歳 |
| | 昭和42年4月1日 |
| | 1 2 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員 |
| | 12 以正後の国立八子伝八京師八子時間雇用教職員 就業規則第69条の規定にかかわらず、国立大学法 |
| | 人京都大学教職員就業規則等の一部を改正する規則 |
| | (令和5年達示第●号) 附則第9項又は附則第11 |
| | 項の附則別表の規定により満64歳以下の定年が定 |
| | められている無期雇用教職員が定年に達し、かつ、 |
| | 継続して勤務することを希望するときは、国立大学 |
| | 法人京都大学教職員就業規則第2条第4項第3号に |
| | 掲げる時間雇用教職員(国立大学法人時間雇用教職 |
| | 員就業規則第2条第2項に定める無期雇用教職員を |
| | 除く。)として雇用することができる。 |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|---|
| 別表第1~第3 別表第4~第9 | 別表第1~第3 (別 添) 別表第4~第9 (同 左) |
| 国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する 規程 (平成16年達示第78号) | |
| (前 略) (対象者) 第2条 再雇用の対象となる者は、次の各号に定める者とする。 (1) 就業規則第22条第1項 <u>第2号又は第3号</u> の規定により定年退職した者 (2) 前号に定める者であって、当該定年退職後に引き続き国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)による特定有期雇用教職員として雇用され、当該職を任期満了により退職した者 (3) (4) (5) (6) | (対象者) 第2条 (同 左) (1) 就業規則に定める定年により退職した者 (教員を除く。) (2) 前号に定める者であって、当該定年退職後に引き続き国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号。以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。)による特定有期雇用教職員として雇用され、当該職を任期満了により退職した者 (3) (4) (同 左) (同 左) (6) (7) 60歳に達した日以後における最初の3月31日以後(以下「60歳年度末以後」という。)に退職した教職員(教員を除く。)のうち、当該退職とた教職員(教員を除く。)のうち、当該退職とた教職員において任期の定めのない教職員であった者(8)前号に定める者であって、当該退職後に引き続き特定有期雇用教職員就業規則による特定有期雇用教職員として雇用され、当該職を任期満了により退職した者(9)本学からの推薦により課長級の職員として登用され、本学以外の国立大学法人等を60歳年度末以後に退職した者(10)第7号から前号までに定める者であって、当該退職後に引き続き他機関の職員として採用され、当該機関を退職した者(本学が特に必要と認める者に限る。) (11)第7号から第9号までに定める者であって、次 |

条第1項の規定により再雇用され、当該再雇用の職を退職後に引き続き他機関の職員として採用され、当該機関を退職した者(本学が特に必要と認

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

める者に限る。)

附則抄

(施行期日)

(後略)

国立大学法人京都大学有期雇用教職員及び時間 雇用教職員の雇用年齢上限後の雇用に関する特 例を定める規則

(平成18年達示第49号)

(有期雇用教職員)

第1条 国立大学法人京都大学日々雇用教職員就業規則の全部を改正する規則(平成17年達示第37号)附則第2項の規定により、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号。以下「有期雇用就業規則」という。)第4条第2項ただし書の規定を適用しない者で、有期雇用就業規則別表第1により雇用年齢上限が満60歳と定められている者が、当該雇用年齢上限に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、国立大学法人京都大学教職員就業規則第2条第4項第3号に掲げる時間雇用教職員として雇用することができる。

2 (略)

(時間雇用教職員)

第2条 国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則の全部を改正する規則(平成17年達示第38号)附則第2項の規定により、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号。以下「時間雇用就業規則」という。)第4条第2項ただし書の規定を適用しない者で、時間雇用就業規則別表第1により雇用年齢上限が満60歳又は満63歳と定められている者(雇用時に契約期間が定められている者を除く。)が、当該雇用年齢上限に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、引き続き時間雇用教職員として雇用することができる。

(後略)

国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する 規程第7条に定める再雇用の上限年齢後の雇用 に関する特例を定める規程

(平成25年達示第59号)

(特定有期雇用教職員)

第1条 国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成 16年達示第70号)第22条第1項<u>第2号又は第3</u> 号の規定による定年退職後に引き続き国立大学法人 京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年 達示第21号)による特定有期雇用教職員として雇 (有期雇用教職員)

- 第1条 国立大学法人京都大学日々雇用教職員就業規則の全部を改正する規則(平成17年達示第37号)附則第2項の規定により、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号。以下「有期雇用就業規則」という。)第4条第2項ただし書の規定を適用しない者で、国立大学法人京都大学教職員就業規則等の一部を改正する規則(令和5年達示第●号)附則第5項附則別表の規定により、満64歳以下の雇用年齢上限が定められている者が、当該雇用年齢上限に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、国立大学法人京都大学教職員就業規則第2条第4項第3号に掲げる時間雇用教職員として雇用することができる。
- 2 (同 左)

(時間雇用教職員)

第2条 国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則の全部を改正する規則(平成17年達示第38号)附則第2項の規定により、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号。以下「時間雇用就業規則」という。)第4条第2項ただし書の規定を適用しない者で、国立大学法人京都大学教職員就業規則等の一部を改正する規則(令和5年達示第●号)附則第8項又は附則第10項の附則別表の規定により、満64歳以下の雇用年齢上限が定められている者が、当該雇用年齢上限に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、引き続き時間雇用教職員として雇用することができる。

附則抄

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(特定有期雇用教職員)

第1条 国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成 16年達示第70号)第22条第1項の規定による定 年退職後に引き続き国立大学法人京都大学特定有期 雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)に よる特定有期雇用教職員として雇用された者が、当 用された者が、当該職を満65歳に達する日以後に 任期満了により退職し、かつ、大学が特に認める場合は、国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関す る規程(平成16年達示第78号。以下「再雇用規 程」という。)第3条の2第2号に掲げる時間再雇 用職員(以下「時間再雇用職員」という。)として 雇用することができる。

(後略)

国立大学法人京都大学教職員給与規程 (平成16年達示第80号)

5 63歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日 以後に在職する<u>教職員</u>(国立大学法人京都大学教員 就業特例規則(平成16年達示第71号)第8条に 規定するものを除く。)にあっては、第2項及び第3 項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、総長 が別に定めるところにより、昇給させることができ る。

4 次の役職段階別加算適用表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に該当する教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額に同表の加算割合を乗じて得た額を加算した額(特定幹部教職員にあっては、その額に俸給月額及び職責調整手当の月額に次の管理職加算適用表の割合を乗じて得た額を加算した額)を第2項の期末手当基礎額とする。

該職を満65歳に達する日以後に任期満了により退職し、かつ、大学が特に認める場合は、国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成16年達示第78号。以下「再雇用規程」という。)第3条の2第2号に掲げる時間再雇用職員(以下「時間再雇用職員」という。)として雇用することができる。

附 則 抄 (施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

5 63歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日 以後に在職する<u>教員</u>(国立大学法人京都大学教員就 業特例規則(平成16年達示第71号)第8条に規 定するものを除く。)にあっては、第2項及び第3項 の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、総長が 別に定めるところにより、昇給させることができる。

4 次の役職段階別加算適用表に掲げる俸給表及び職務の級 (附則第6項、第9項又は第10項の規定の適用を受ける教職員にあっては、配置換後の標準的な職務の内容に応じて、初任給、昇格、昇給等の基準別表第1の2に定める相当の級をいう。第31条第5項の規定により準用する場合において同じ。)の区分に該当する教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に俸給及び職費事当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額に同表の加算割合を乗じて得た額を加算した額(特定幹部教職員にあっては、その額に俸給月額及び職責調整手当の月額に次の管理職加算適用表の割合を乗じて得た額を加算した額)を第2項の期末手当基礎額とする。

正 正 前 後 別表第1~第6 別表第1~第6 (同 左) 別表第7 - (略) 別表第7 別表第8~第11」 別表第8~第11 附則 附則 $1 \sim 5$ (略) 1~5 (同 左) 6 当分の間、次の各号に掲げる俸給表の適用を受け る教職員の俸給月額は、当該教職員が60歳に達し た日後における最初の4月1日(以下「特定日」と いう。) 以後、当該教職員に適用される俸給表の俸 給月額のうち、初任給、昇格、昇給等の基準に従い 決定した当該教職員の属する職務の級及び号俸に応 <u>じた額に100分</u>の70を乗じて得た額(当該額 に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨 て、50円以上100円未満の端数を生じたときは これを100円に切り上げるものとする。以下「特 定日俸給月額」という。)とする。 (1) 一般職俸給表(一) (2) 一般職俸給表(二) (3) 専門業務職俸給表 (4) 教育職俸給表(職務の級が1級である者に限 る。) (5) 医療職俸給表(一) (6) 医療職俸給表(二) 7 前項の規定の適用を受ける教職員に対する第11 条の規定の適用については、当分の間、同条中「応 じた調整基本額」とあるのは「応じた調整基本額に 100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円 未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円 以上100円未満の端数を生じたときはこれを100 円に切り上げた額)」と、「俸給月額及び職責調整

> る。 8 前2項の規定は、次の各号に掲げる教職員には適 用しない。

手当の合計額」とあるのは「特定日俸給月額」とす

- (1) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業 規則の適用を受ける教職員
- (2) 国立大学法人京都大学支援職員就業規則(令和 4年達示第3号)の適用を受ける教職員
- 9 特定日に就業規則第13条の2の規定に基づき配置換をされた教職員であって、特定日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける次の各号に掲げる教職員のうち、特定日俸給月額が特定日の前日に当該教職員が受けていた俸給月額及び職責調整手当の月額の合計額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれをおり捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれをおり捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、特定日俸給

改 正 前 改 正 後

月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

- (1) 一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員で、 特定日の前日における職務の級(職責調整手当の 支給を受ける教職員にあっては、その支給の基礎 となる標準級をいう。以下この項において同 じ。)が6級以上であり、かつ、特定日の前日に おいて俸給の特別調整額を支給されていた者
- (2) 専門業務職俸給表の適用を受ける教職員で、特定日の前日における職務の級が5級以上の者
- (3) 医療職俸給表 (一) の適用を受ける教職員で、 特定日の前日における職務の級が7級以上の者
- (4) 医療職俸給表 (二) の適用を受ける教職員で、 特定日の前日における職務の級が 6 級以上の者
- 10 給与法適用者等であった者から引き続き教職員 となった者であって、前項の規定による俸給を支給 される教職員との権衡上必要があると認められるも のとして別に定める教職員には、当分の間、当該教 職員の受ける俸給月額のほか、前項の規定に準じて 算出した額を俸給として支給する。

附 則 抄 (施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

国立大学法人京都大学<u>退職者功労表彰</u>規程 (平成24年達示第21号)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)第47条第5号 又は国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号)第59条第5号の規定 に該当する教職員の表彰に関し必要な事項を定める ことを目的とする。

(表彰を受ける者)

- 第2条 <u>退職時</u>において、次の各号の一に該当する者 を大学に功労があった者として表彰する。
 - (1) 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号)により退職手当が支給される者(教授、准教授、講師及び助教を除く。)であって、同規程による勤続期間の計算において勤続期間(当該者に支援職員としての在職期間がある場合又は令和4年3月31日以前に事務職員(特定業務)としての在職期間がある場合は当該勤続期間に支援職員及び事務職員(特定業務)と

国立大学法人京都大学<u>永年勤続功労表彰</u>規程 (平成24年達示第21号)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)第47条第5号の規定に該当する教職員の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰を受ける者)

- 第2条 満60歳に達する日の属する事業年度の末日 又は当該日以前の退職日(第4条において「基準 日」という。)において、次の各号の一に該当する 者を<u>永年勤続し、</u>大学に功労があった者として表彰 する。
 - (1) (同 左)

改 正 前

改 正 後

しての在職期間を加えた期間)が30年以上である者

- (2) 支援職員であって、支援職員としての勤続期間 (当該者に令和4年3月31日以前に事務職員 (特定業務)としての在職期間がある場合は事務 職員(特定業務)としての在職期間を加えた期 間)が30年以上ある者
- (3) 有期雇用教職員(事務補佐員に限る。)であって、有期雇用教職員としての勤続期間(平成17年3月31日以前に日々雇用教職員として引き続いて勤続した期間がある場合は当該期間を含む。)が30年以上である者

(中略)

(表彰の日)

第4条 表彰の日は、表彰を受ける者の<u>退職日</u>とする。

(後略)

国立大学法人京都大学教職員退職手当規程 (平成16年達示第89号)

(前略)

(適用範囲)

第2条 この規程による退職手当は、教職員が退職 し、又は解雇された場合に、その者(死亡による退 職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、教 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には退職 手当は支給しない。

(1)~(7) (略)

(8) 63歳に達した日以後の最初の3月31日(以下「63歳年度末日」という。)の翌日以後に教職員となった場合(第8条の3又は国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。)第8条に該当するものを除く。)

(9) (略)

(中略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条 第4条第1項第2号及び第5条第1項(就業規則第22条第1項の規定により定年退職した場合を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その者に係る定年から15年を減じた年齢以上である者(第8条の2又は第8条の3の規定に該当するものを除く。)に対する第

(2) (同 左)

(表彰の日)

第4条 表彰の日は、表彰を受ける者の<u>基準日</u>とする。

附 則 抄(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(適用範囲)

第2条 (同 左)

(1)~(7) (同 左)

(8) 63歳に達した日以後の最初の3月31日(以下「63歳年度末日」という。)の翌日以後に<u>教員</u>(第8条の3又は国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。)第8条に該当するものを除く。)となった場合

(9) (同 左)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条 第4条第1項第2号及び第5条第1項(就業規則第22条第1項の規定により定年退職した場合を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その者に係る定年から20 年を減じた年齢以上である者(第8条の2又は第8条の3の規定に該当するものを除く。)に対する第 改 正 前

4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の 適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句に読み替えるものとする。

表 (略)

(中略)

(63歳年度末日の翌日以後の退職者に係る特例)

第8条の2 63歳年度末日の翌日以後に退職し、又は解雇された<u>教職員</u>(教員就業特例規則第8条又は次条の規定に該当するもの及び63歳年度末日において年俸制教員給与規程の適用を受ける者を除く。)に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替え | 読み替えられ | 読み替える字句 |
|--------------|------------------|---------------------------------|
| る規定 | る字句 | |
| | | (略) |
| 1 | 教職員が受け | 教職員が63歳年度末日に |
| 5第2項 | る教職員給与 | 受ける教職員給与規程に規 |
| | 規程に規定す | 定する俸給及び扶養手当の |
| | る俸給及び扶 | 月額並びにこれらに対する |
| | 養手当の月額 | 都市手当、広域異動手当 |
| | 並びにこれら | (以下この項において「俸 |
| | に対する都市 | 給等」という。)の月額の |
| | 手当、広域異 | 合計額(63歳年度末日の |
| | 動手当の月額 | 翌日以後に降格した者にあ |
| | の合計額 | っては、その者が63歳年 |
| | | 度末日に受ける俸給等の月 |
| | | 額の合計額又は退職若しく |
| | | は解雇の日に受ける俸給等 |
| | | の月額の合計額のいずれか |
| tota de tota | | 少ない額) |
| | 前3項の規定 | 次の各号に掲げる月数を前 |
| 4項 | による在職期 | 3項の規定により計算した |
| | 間のうち、休 | 在職期間から除算する。 |
| | 職月等が1以 | (1) 前3項の規定による在 |
| | 上あったとき | 職期間のうち、63歳年 |
| | は、その月数 | 度末日以前の期間におい |
| | の2分の1 | て休職月等が1以上あっ |
| | (育児休業等 | たときは、その月数の2 |
| | をした期間 | 分の1(育児休業等をした数等 |
| | (当該育児休 業等に係る子 | た期間(当該育児休業等 |
| | 業等に係る子 が1歳に達し | に係る子が1歳に達した 日の属する月までの期間 |
| | か1威に達した日の属する | 日の属する月までの期間 に限る。) 又は育児短時 |
| | たロの属する 月までの期間 | に限る。/ 入は自児短時 間勤務をした期間につい |
| | に限る。)又 | ては、3分の1)に相当 |
| | は育児短時間 | ては、3分の1)に相当 する月数(専従休職をし |
| | 勤務をした期 | た期間、自己啓発等休業 |
| | 間について | (教職員としての職務に |
| | Ini(C)(, C | (<u> </u> |

4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の 適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句に読み替えるものとする。

正

後

表 (同 左)

(63歳年度末日の翌日以後の退職者に係る特例)

第8条の2 63歳年度末日の翌日以後に退職し、又は解雇された<u>教員</u>(教員就業特例規則第8条又は次条の規定に該当するもの及び63歳年度末日において年俸制教員給与規程の適用を受ける者を除く。)に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする

| する。 | | |
|------|--------|----------------------|
| 読み替え | 読み替えられ | 読み替える字句 |
| る規定 | る字句 | |
| | (同 |] 左) |
| 第7条の | 教職員が受け | 教員が63歳年度末日に受 |
| 5第2項 | る教職員給与 | ける教職員給与規程に規定 |
| | 規程に規定す | する俸給及び扶養手当の月 |
| | る俸給及び扶 | 額並びにこれらに対する都 |
| | 養手当の月額 | 市手当、広域異動手当(以 |
| | 並びにこれら | 下この項において「俸給 |
| | に対する都市 | 等」という。)の月額の合 |
| | 手当、広域異 | 計額(63歳年度末日の翌 |
| | 動手当の月額 | 日以後に降格した者にあっ |
| | の合計額 | ては、その者が63歳年度 |
| | | 末日に受ける俸給等の月額 |
| | | の合計額又は退職若しくは |
| | | 解雇の日に受ける俸給等の |
| | | 月額の合計額のいずれか少 |
| | | ない額) |
| 第8条第 | 前3項の規定 | 次の各号に掲げる月数を前 |
| 4項 | による在職期 | 3項の規定により計算した |
| | 間のうち、休 | 在職期間から除算する。 |
| | 職月等が1以 | (1) 前3項の規定による在 |
| | 上あったとき | 職期間のうち、63歳年 |
| | は、その月数 | 度末日以前の期間におい |
| | の2分の1 | て休職月等が1以上あっ |
| | (育児休業等 | たときは、その月数の2 |
| | をした期間 | 分の1(育児休業等をし |
| | (当該育児休 | た期間(当該育児休業等 |
| | 業等に係る子 | に係る子が1歳に達した |
| | が1歳に達し | 日の属する月までの期間 |
| | た日の属する | に限る。)又は育児短時 |
| | 月までの期間 | 間勤務をした期間につい |
| | に限る。)又 | ては、3分の1)に相当 |
| | は育児短時間 | する月数(専従休職をし |
| | 勤務をした期 | た期間、自己啓発等休業 |
| | 間について | (<u>教員</u> としての職務に特 |

は、3分の 1) に相当す る月数(専従 休職をした期 間、自己啓発 等休業(教職 員としての職 務に特に有用 であると認め られるものを 除く。)をし た期間、配偶 者同行休業を した期間又は 就業規則第1 6条第1項の 規定による休 職期間(同条 第2項の規定 により休職期 間を通算する 場合にあって は、通算され た休職の期 間) が3年を 超える場合 は、3年を超 える日以後の 期間の月数) を前3項の規 定により計算 した在職期間 から除算す

特に有用であると認めらし に有用であると認めらし た期間、配偶者同行休規 をした期間又は就業規定 をした期間では、現 の規定は就規定に の規定により休職 の規定によるに職期に が3年を超える日以 で の期間の月数)

前

(2) 前3項の規定による在 職期間のうち、63歳年 度末日の翌日以後の期間 において就業規則第15 条第1項第2号若しくは 第5号の規定による休職 (第5号の規定による休 職にあっては、総長が定 めるものに限る。) 又は 就業規則第48条第3号 の規定による停職により 現実に職務をとることを 要しない期間のある月数 (現実に職務をとること を要する日のあった月を 除く。)が1以上あった ときは、その月数の2分 Ø 1

(3) 63歳年度末日の翌日 の属する月から退職し、 又は解雇された日の属す る月までの月数

(略)

第8条の3 役員等若しくは法人等に使用される者が63歳年度末日の翌日以後に引き続き<u>教職員</u>となり、又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日の翌日以後に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き教職員となった場合(当該共しくは同条第1項に規定する行政執行法人等。以過過時期表別の規程による退職手当、これに相当する給与の支給を受けている場合、63歳年度において法人等に使用される者又は次条第1項において法人等に使用される者又は次条第1項において法人等に使用される者又は次条第1項において法人等に使用される者又は次条第1項に対する規程等の適用を受けている場合及び次項の規定する規程等の適用を受けている場合及び次項の規定の表の左欄に掲げる規定の適用については、これ

は、3分の 1) に相当す る月数(専従 休職をした期 間、自己啓発 等休業(教職 員としての職 務に特に有用 であると認め られるものを 除く。) をし た期間、配偶 者同行休業を した期間又は 就業規則第1 6条第1項の 規定による休 職期間(同条 第2項の規定 により休職期 間を通算する 場合にあって は、通算され た休職の期 間)が3年を 超える場合 は、3年を超 える日以後の 期間の月数) を前3項の規 定により計算 した在職期間 から除算す

後

正

(2) 前3項の規定による在 職期間のうち、63歳年 度末日の翌日以後の期間 において就業規則第15 条第1項第2号若しくは 第5号の規定による休職 (第5号の規定による休 職にあっては、総長が定 めるものに限る。) 又は 就業規則第48条第3号 の規定による停職により 現実に職務をとることを 要しない期間のある月数 (現実に職務をとること を要する日のあった月を 除く。)が1以上あった ときは、その月数の2分 Ø 1

(3) 63歳年度末日の翌日 の属する月から退職し、 又は解雇された日の属す る月までの月数

(同 左)

第8条の3 役員等若しくは法人等に使用される者が63歳年度末日の翌日以後に引き続き教員(教員就業特例規則第8条の規定に該当する者を除く。以下「63歳を超える教員」という。)となり、又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日の翌しる場合に次条第1項若しくは第2項の規定に該当当に表しては同条第1項に規定する行政執行法人から役員退職手当規程による退職手当には同条第1項に規定する治与若しくは同条第1項に規定する治与若しくは同条第1項に規定する治与若しくは同条第1項に規定する治与若しくは同条第1項に規定する給与若してはる場合、63歳年度末規当する給与の支給を受けている場合、63歳年度に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けている場合及び次項の規

正 後 正 前 らの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 定に該当する場合を除く。) におけるその者に対する 表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これ らの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 読み替え 読み替えられ 読み替える字句 読み替え 読み替えられ 読み替える字句 る規定 る字句 る規定 る字句 第3条第 退職又は解雇 第3条第 退職又は解雇 法人等、国若しくは第9条第 法人等、国若しくは第9条第 1項 の日における |1項に規定する行政執行法人 1項 の日における |1項に規定する行政執行法人 その者の俸給 その者の俸給 の退職の日におけるその者の の退職の日におけるその者の 月額(年俸制 俸給月額(第8条の3第1項 月額(年俸制 俸給月額(第8条の3第1項 教員にあって の規定に該当する教職員とな 教員にあって の規定に該当する63歳を超 える教員となった日(以下第 った日(以下第8条(第2項 は、年俸制教 は、年俸制教 員移行日前日 を除く。)までにおいて単に 員移行日前日 |8条(第2項を除く。) まで 「教職員となった日」とい において単に「教員となった の俸給月額) の俸給月額) 日」という。) 以後に降格し う。) 以後に降格した者(役 員等から引き続き教職員とな た者(役員等から引き続き った者を除く。)にあっては 63歳を超える教員となった その者の退職若しくは解雇の 者を除く。)にあってはその 者の退職若しくは解雇の日に 日における俸給月額又は法人 等、国若しくは第9条第1項 おける俸給月額又は法人等、 に規定する行政執行法人の退 国若しくは第9条第1項に規 職の日における俸給月額のい 定する行政執行法人の退職の ずれか少ない額とし、役員等 日における俸給月額のいずれ か少ない額とし、役員等から から引き続き教職員となった 引き続き63歳を超える教員 者にあっては当該役員等の退 となった者にあっては当該役 職の日におけるその者の俸給 月額とする。 員等の退職の日におけるその 者の俸給月額とする。 在職期間(<u>教員</u>となった日前 第5条の 在職期間 第5条の 在職期間 在職期間(教職員となった日 2第2項 前の在職期間に限る。) 2第2項 の在職期間に限る。) 第1号 第1号 退職した者(役員等から引き 第7条の年俸制教員退 第7条の年俸制教員退 退職した者(役員等から引き 4第4項職者及び自己 続き教職員となった場合にあ 4第4項職者及び自己 続き63歳を超える教員とな 第4号及都合等退職者 っては、年俸制教員退職者及 第3号及都合等退職者 った場合にあっては、年俸制 び第5号 び自己都合等退職者) び第4号 教員退職者及び自己都合等退 職者) 第7条の教職員が受け 第7条の教職員が受け 教職員が法人等、国若しくは 63歳を超える教員が法人 5第2項る教職員給与 5第2項る教職員給与 等、国若しくは第9条第1項 第9条第1項に規定する行政 規程に規定す に規定する行政執行法人の退 規程に規定す 執行法人の退職の日に受ける 職の日に受ける教職員給与規 る俸給及び扶 る俸給及び扶 教職員給与規程に規定する俸 養手当の月額 程に規定する俸給及び扶養手 養手当の月額 給及び扶養手当の月額並びに これらに対する都市手当、広 並びにこれら 並びにこれら 当の月額並びにこれらに対す に対する都市 る都市手当、広域異動手当 に対する都市 域異動手当(以下この項にお 手当、広域異 (以下この項において「俸給 手当、広域異 いて「俸給等」という。)に 動手当の月額 動手当の月額 相当する給与の月額の合計額 等」という。)に相当する給 の合計額 与の月額の合計額(教員とな の合計額 (教職員となった日以後に降 格した者にあっては、その者 った日以後に降格した者にあ っては、その者が退職若しく が退職若しくは解雇の日に受 は解雇の日に受ける俸給等の ける俸給等の月額の合計額又 月額の合計額又は法人等、国 は法人等、国若しくは第9条 第1項に規定する行政執行法 若しくは第9条第1項に規定

| | 改 | 正前 | | _ | 改 | 正 | 後 | |
|------|--------------|---------------|----------------------|------|------------------|-------|----------------|--------------|
| | | i i | 日に受ける俸給等 | | | | 執行法人の | |
| | | | 合与の月額の合計 | | | | 俸給等に相 | |
| | | 額のいずれか | ッ少ない額) | | | 与の月額 | の合計額の | いずれか |
| | | | | | | 少ない額 |) | |
| 第8条第 | 前3項の規定 | | 易げる月数を前3 | 第8条第 | 前3項の規定 | | に掲げる月 | |
| - | による在職期 | | にり計算した在職 | 4項 | による在職期 | 1 | により計算 | した在職 |
| | 間のうち、休 | 期間から除算 | 算する。 | | 間のうち、休 | | 除算する。 | |
| | 職月等が1以 | |)規定による在職 | | 職月等が1以 | | 項の規定に | |
| | 上あったとき | | o、 <u>教職員</u> となっ | | 上あったとき | | うち、 <u>教員</u> | - |
| | は、その月数 | | 別間において休職 | | は、その月数 | | 期間におい | |
| | の2分の1 | | 人上あったとき | | の2分の1 | | 以上あった | |
| | (育児休業等 | | 月数の2分の1 | | (育児休業等 | | 数の2分の | |
| | をした期間 | | 美等をした期間 | | をした期間 | | をした期間 | |
| | (当該育児休 | | 見休業等に係る子 | | (当該育児休 | | 等に係る子 | |
| | 業等に係る子 | · · | をした日の属する | | 業等に係る子 | | 日の属する | |
| | が1歳に達し | | 閉間に限る。)又 | | が1歳に達し | | 限る。)又 | |
| | た日の属する | | 時間勤務をした期 | | た日の属する | | 務をした期 | |
| | 月までの期間 | | (は、3分の1) | | 月までの期間 | 1 | 3分の1) | |
| | に限る。)又 | | 5月数(専従休職 | | に限る。)又 | | (専従休職 | |
| | は育児短時間 | | 引、自己啓発等休 | | は育児短時間 | | 己啓発等休 | |
| | 勤務をした期 | | <u>し</u> としての職務に | | 勤務をした期 | | の職務に特 | |
| | 間について | | であると認められ | | 間について | | 認められる | |
| | は、3分の | | 全く。)をした期 | | は、3分の | | をした期間 | |
| | 1) に相当す | | 育同行休業をした | | 1) に相当す | | 業をした期 | |
| | る月数(専従 | | 北業規則第16条 | | る月数(専従 | | 第16条第 | |
| | 休職をした期 | | 見定による休職期 | | 休職をした期 | | る休職期間 | |
| | 間、自己啓発 | | 第2項の規定によ | | 間、自己啓発 | | 規定により | |
| | 等休業(教職 | | 間を通算する場合 | | 等休業(教職 | | する場合に | |
| | 員としての職 | | は、通算された休 | | 員としての職 | | 算された休 | |
| | 務に特に有用 | | が3年を超える | | 務に特に有用 | | 3年を超え | |
| | であると認め | | 3年を超える日以 | | であると認め | | 年を超える | 日以後の |
| | られるものを | | | | られるものを | | | 1 - / . mili |
| | 除く。)をし | | 対策による在職 | | 除く。)をし | | 項の規定に | |
| | た期間、配偶 | | る、教職員となっ | | た期間、配偶 | | うち、教員 | - |
| | 者同行休業を | | り期間において就 | | 者同行休業を | | の期間にお | |
| | した期間又は | | 5条第1項第2 | | した期間又は | | 15条第1 | |
| | 就業規則第1 | | は第5号の規定に | | 就業規則第1 | | は第5号の | |
| | 6条第1項の | | (第5号の規定に | | 6条第1項の | | (第5号の | |
| | 規定による休 | | こあっては、総長 | | 規定による休 | | にあっては | |
| | 職期間(同条 | | のに限る。)又 | | 職期間(同条 | | ものに限る | |
| | 第2項の規定 | | 川第48条第3号 | | 第2項の規定 | | 則第48条 | |
| | により休職期 | | こる停職により現 | | により休職期 | | よる停職に | |
| | 間を通算する | | ととることを要し | | 間を通算する | | をとること | |
| | 場合にあって | | つある月数(現実) | | 場合にあって | | のある月数 | |
| | は、通算されたは際の期 | | こることを要する | | は、通算されたは際の期 | | とることを | |
| | た休職の期間、が2年な | | こ月を除く。)が | | た休職の期間、がったな | | た月を除く | |
| | 間)が3年を | | ったときは、その | | 間)が3年を | | ったときは ハの1 | 、、ての月 |
| | 超える場合 | 月数の2分(2) 数聨号1 | | | 超える場合 | 数の2 | | の屋子で |
| | は、3年を超 | | はなった日の属する場合 | | は、3年を超 | | となった日 | |
| | える日以後の期間の月数) | | 退職し、又は解雇 ○属する月までの | | える日以後の 期間の月数) | | 退職し、又 の属する月 | |
| | 対用ソカ数/ | CAUCE | / 両リ 3 月 ま しり | | 対印ワク数 | ねし/こ口 | シ)あり 3月 | よしの月 |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| を前3項の規 月数 定により計算 した在職期間 から除算す る。 | を前3項の規数 定により計算 した在職期間 から除算する。 |
| (略) | (同 左) |

2 法人等に使用される者(その者の職に係る平成16 年3月31日における定年年齢が満63歳である法 人等に使用されるものに限る。) が63歳年度末日の 翌日以後に引き続き教職員となり、又は国家公務員 退職手当法第2条第1項に規定する職員が63歳年 度末日以後に定年により退職し、その翌日に次条第 1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き教職 員となった場合(当該法人等、国又は同条第1項に 規定する行政執行法人からこの規程による退職手当 に相当する給与の支給を受けている場合及び63歳 年度末日において法人等に使用される者又は次条第 1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与 規程に相当する規程等の適用を受けている場合を除 く。) におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる 規定の適用については、これらの規程中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 に読み替えるものとする。

| 読み替え | 読み替えられ | 読み替える字句 |
|-------|---------------|-----------------------|
| る規定 | る字句 | |
| 第3条第1 | 退職又は解雇 | 63歳年度末日(国家公務員 |
| 1項 0 | の日における | 退職手当法第2条第1項に規 |
| 1 | その者の俸給 | 定する職員から引き続き <u>教職</u> |
| J. | 月額(年俸制 | 員となった者にあっては、国 |
| 孝 | | 又は第9条第1項に規定する |
| V. | は、年俸制教 | 行政執行法人の退職の日。以 |
| | 員移行日前日 | 下「63歳年度末日等」とい |
| 0 | の俸給月額) | う。)におけるその者の俸給 |
| | (| 月額(63歳年度末日等の翌 |
| | | 日以後に降格した者にあって |
| | | は、その者の退職若しくは解 |
| | | 雇の日における俸給月額又は |
| | | 63歳年度末日等における俸 |
| | | 給月額のいずれか少ない額。 |
| | | |
| | | (略) |
| 第7条の教 | 数職員が受け | 教職員が63歳年度末日等に |
| 5第2項 | る教職員給与 | 受ける教職員給与規程に規定 |
| | 見程に規定す | する俸給及び扶養手当の月額 |
| | る俸給及び扶 | 並びにこれらに対する都市手 |
| 才 | 奏手当の月額 | 当、広域異動手当(以下この |
| j | 並びにこれら | 項において「俸給等」とい |
| Į, | こ対する都市 | う。) に相当する給与の月額 |
| | 手当、広域異 | の合計額(63歳年度末日等 |

2 法人等に使用される者(その者の職に係る平成16 年3月31日における定年年齢が満63歳である法 人等に使用されるものに限る。) が63歳年度末日の 翌日以後に引き続き63歳を超える教員となり、又 は国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職 員が63歳年度末日以後に定年により退職し、その 翌日に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して 引き続き63歳を超える教員となった場合(当該法 人等、国又は同条第1項に規定する行政執行法人か らこの規程による退職手当に相当する給与の支給を 受けている場合及び63歳年度末日において法人等 に使用される者又は次条第1項に規定する国家公務 員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の 適用を受けている場合を除く。) におけるその者に対 する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、 これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとす

読み替える字句

読み替え 読み替えられ

| IDEA). H VC | DE LA LE LONG | Dr. J. H. VC. O. 1 L.1 |
|--------------|---------------|------------------------|
| る規定 | る字句 | |
| 第3条第 | 退職又は解雇 | 6 3 歳年度末日(国家公務員 |
| 1項 | の日における | 退職手当法第2条第1項に規 |
| | その者の俸給 | 定する職員から引き続き <u>63</u> |
| | 月額(年俸制 | 歳を超える教員となった者に |
| | 教員にあって | あっては、国又は第9条第1 |
| | は、年俸制教 | 項に規定する行政執行法人の |
| | 員移行日前日 | 退職の日。以下「63歳年度 |
| | の俸給月額) | 末日等」という。)における |
| | (| その者の俸給月額(63歳年 |
| | | 度末日等の翌日以後に降格し |
| | | た者にあっては、その者の退 |
| | | 職若しくは解雇の日における |
| | | 俸給月額又は63歳年度末日 |
| | | 等における俸給月額のいずれ |
| | | か少ない額。 |
| | [] | 司 左) |
| 第7条の | 教職員が受け | 63歳を超える教員が63歳 |
| 5第2項 | る教職員給与 | 年度末日等に受ける教職員給 |
| | 規程に規定す | 与規程に規定する俸給及び扶 |
| | る俸給及び扶 | 養手当の月額並びにこれらに |
| | 養手当の月額 | 対する都市手当、広域異動手 |
| | 並びにこれら | 当(以下この項において「俸 |
| | に対する都市 | 給等」という。)に相当する |

|手当、広域異 | 給与の月額の合計額(63歳

| 改 | 正 前 | 改 正 後 | |
|---------------------------------------|-------------------------------|--|-------|
| 動手当の月額 | の翌日以後に降格した者にあ | 動手当の月額 年度末日等の翌日以後に降 | 枚 |
| | っては、その者が63歳年度 | の合計額 した者にあっては、その者 | |
| | 末日等に受ける俸給等に相当 | 63歳年度末日等に受ける | |
| | | | |
| | する給与の月額の合計額又は | 給等に相当する給与の月額 | |
| | 退職若しくは解雇の日に受け | 合計額又は退職若しくは解 | |
| | る俸給等の月額の合計額のい | の日に受ける俸給等の月額 | |
| had a state Vi a at a life. | ずれか少ない額) | 合計額のいずれか少ない額 | |
| 第8条第前3項の規定 | 次の各号に掲げる月数を前3 | 第8条第前3項の規定 次の各号に掲げる月数を前 | |
| 4項 による在職期 | 項の規定により計算した在職 | 4項 による在職期 項の規定により計算した在 | 職 |
| 間のうち、休 | 期間から除算する。 | 間のうち、休期間から除算する。 | THE . |
| 職月等が1以 | (1) 前3項の規定による在職 | 職月等が1以 (1) 前3項の規定による在 | |
| 上あったとき | 期間のうち、63歳年度末 | 上あったとき 期間のうち、63歳年度 | |
| は、その月数 | 日等以前の期間において休 | は、その月数 日等以前の期間において | |
| の2分の1 | 職月等が1以上あったとき | の2分の1 職月等が1以上あったと | さ |
| (育児休業等 | は、その月数の2分の1 | (育児休業等 は、その月数の2分の1 | |
| をした期間 | (育児休業等をした期間 | をした期間(育児休業等をした期間)(はませばり) | |
| (当該育児休 | (当該育児休業等に係る子 | (当該育児休 (当該育児休業等に係る | |
| 業等に係る子 | が1歳に達した日の属する | 業等に係る子 が1歳に達した日の属す | |
| が1歳に達し | 月までの期間に限る。)又 | が1歳に達し 月までの期間に限る。) | |
| た日の属する | は育児短時間勤務をした期 | た日の属するは育児短時間勤務をした | |
| 月までの期間 | 間については、3分の1) | 月までの期間 間については、3分の1 | |
| に限る。)又 | に相当する月数(専従休職 | に限る。)又に相当する月数(専従休 | |
| は育児短時間 | をした期間、自己啓発等休 | は育児短時間をした期間、自己啓発等 | |
| 勤務をした期 | 業(教職員としての職務に | 勤務をした期 業 (<u>教員</u> としての職務に | |
| 間について | 特に有用であると認められ | 間についてに有用であると認められ | |
| は、3分の | るものを除く。)をした期間の現代はなります。 | は、3分のものを除く。)をした期 | |
| 1) に相当す | 間、配偶者同行休業をした | 1)に相当す 間、配偶者同行休業をし | |
| る月数(専従 | 期間又は就業規則第16条 | る月数(専従 期間又は就業規則第16 | |
| 休職をした期 間、自己啓発 | 第1項の規定による休職期間(日本第1項の規定による休職期) | 休職をした期 第1項の規定による休職 間、自己啓発 間(同条第2項の規定に | |
| | 間(同条第2項の規定により休職期間を通算する場合 | | |
| | にあっては、通算された休 | 等が来(教職 りが職期間を通算する場 員としての職 にあっては、通算された | |
| | 職の期間)が3年を超える | | |
| であると認め | 場合は、3年を超える日以 | であると認め 場合は、3年を超える日 | |
| られるものを | 後の期間の月数) | られるものを 後の期間の月数) | |
| 除く。)をし | (2) 前3項の規定による在職 | 除く。) をし (2) 前 3 項の規定による在 | 褯 |
| た期間、配偶 | 期間のうち、63歳年度末 | た期間、配偶 期間のうち、63歳年度 | |
| 者同行休業を | 日等の翌日以後の期間にお | 者同行休業を 日等の翌日以後の期間に | |
| した期間又は | いて就業規則第15条第1 | した期間又は いて就業規則第15条第 | |
| 就業規則第1 | 項第2号若しくは第5号の | 就業規則第1 項第2号若しくは第5号 | |
| 6条第1項の | 規定による休職(第5号の | 6条第1項の 規定による休職 (第5号 | |
| 規定による休 | 規定による休職にあって | 規定による休り規定による休職にあって | |
| 職期間(同条 | は、総長が定めるものに限 | 職期間(同条 は、総長が定めるものに | |
| 第2項の規定 | る。)又は就業規則第48 | 第2項の規定 る。)又は就業規則第4 | |
| により休職期 | 条第3号の規定による停職 | により休職期 条第3号の規定による停 | |
| 間を通算する | により現実に職務をとるこ | 間を通算する により現実に職務をとる | |
| 場合にあって | とを要しない期間のある月 | 場合にあってしとを要しない期間のある | |
| は、通算され | 数(現実に職務をとること | は、通算され数(現実に職務をとるこ | |
| た休職の期 | を要する日のあった月を除 | た休職の期を要する日のあった月を | |
| 間) が3年を | く。)が1以上あったとき | 間)が3年をく。)が1以上あったと | |
| 超える場合 | は、その月数の2分の1 | 超える場合 は、その月数の2分の1 | |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | |

| 改 正 前 | 改正後 |
|----------------------------------|---|
| は、3年を超 (3) 63歳年度末日等の翌日 える日以後の | は、3年を超 える日以後の 期間の月数) を前3項の規 定により計算 した在職期間 から除算す |
| | る。 (同 左) |

(後 略) 附 則

$1 \sim 6$ (略)

7 当分の間、42年以下の期間勤続して退職し又は 解雇された者に対する退職手当の基本額は、第3条 から第6条までの規定により計算した額にそれぞれ 100分の83.7を乗じて得た額とする。この場 合において、第7条の5第1項中「前条」とあるの は、「前条並びに附則第7項」とする。ただし、35 年を超える期間勤続した者で、第5条及び第6条の 規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基 本額は、その者の勤続期間を35年として本項の規 定の例により計算して得られる額とする。

 $702 \sim 9$ (略)

附則

1~6 (同 左)

7 当分の間、42年以下の期間勤続して退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条まで及び附則第10項から第16項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。ただし、35年を超える期間勤続した者で、第5条及び第6条又は附則第11項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として本項の規定の例により計算して得られる額とする。

7の2~9 (同 左)

- 10 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上 25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達 した日以後その者の非違によることなく退職した者 に対する退職手当の基本額について準用する。この 場合における第3条の規定の適用については、同条 第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又 は附則第10項」とする。
- 11 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上 の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後 その者の非違によることなく退職した者に対する退 職手当の基本額について準用する。この場合におけ る第3条の規定の適用については、同条第1項中 「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第 11項」とする。
- 12 教職員給与規程附則第6項の規定による定年の 引上げに伴う給与に関する措置又はこれに準ずる給 与の支給の基準による教職員の給与に関する措置 は、俸給月額の減額改定に該当しないものとする。
- 13 当分の間、第4条第1項第2号並びに第5条第 1項第3号及び第5号に掲げる者に対する第6条及 び第7条の3の規定の適用については、第6条中 「6月」とあるのは、「0月」と、第6条及び第7 条の3中「並びに退職日俸給月額が指定職俸給表1 号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定 職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定 められているその者に係る定年と退職の日における

改 正 正 前 その者の年齢との差に相当する年数が1年である教 職員」とあるのは、「及び退職日俸給月額が指定職 俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職 員」と、「並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給 表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び 指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日におい て定められているその者に係る定年と退職の日にお けるその者の年齢との差に相当する年数が1年であ る教職員」とあるのは、「及び特定減額前俸給月額 が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満であ る教職員」とする。 14 当分の間、第4条第1項第2号及び第5条第1 項(第1号を除く。)に規定する者に対する第6条 及び第7条の3の規定の適用については、第6条中 「定年から20年を減じた年齢以上である者」とあ るのは、「満45歳以上である者」と、第6条及び 第7条の3中「定年」とあるのは、「60歳」とす る<u>。</u> 15 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲 げる者が、60歳に達する日前に退職したときにお ける第6条及び第7条の3の規定の適用について は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす 60歳と退職の日 第6 100分の3 <u>におけるそ</u>の者の 条及 び第 年齢との差に相当 7条 する年数(以下こ の条において「改 Ø 3 正前定年前年数」 という。) に100 分の3を乗じて得 た割合を退職の日 において定められ ているその者に係 る定年と退職の日 におけるその者の 年齢との差に相当 する年数 (以下こ <u>の条に</u>おいて「改 正後定年前年数」 という。)で除して 得た割合 100分の1 改正前定年前年数 に100分の1を 乗じて得た割合を 改正後定年前年数 で除して得た割合 並びに指定職俸給表 及び退職日俸給月 1号俸の額以上4号 額が指定職俸給表 俸の額未満である教 1号俸の額以上4

| 改 正 前 | |
|-------|---|
| | 職員及び指定職俸給 表以外の俸給表適用 者で退職の日におい て定められているそ の者に係る定年と退 職の日におけるその 者の年齢との差に相 当する年数が1年で ある教職員は100 |
| | 分の 2並びに特定減額前俸 給月額が指定職俸給 表1号俸の額以上4 号俸の額未満である 教職員及び特定減額 前俸給月額が指定職 使給表以外の俸給表及び特定減額 公ある教職員は改 正前定年前年数に 100分の2を乗 |
| | 適用者で退職の日に おいて定められてい るその者に係る定年 と退職の日における その者の年齢との差 に相当する年数が1 年である教職員は 100分の2 じて得た割合を改 下後定年前年数で 除して得た割合 16 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲 |
| | げる者が、60歳に達した日以後に退職したときにおける第6条及び第7条の3の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句とする。 な字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 第6 条及 び第 7条 の2 100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日における。 |
| | 一般の目におけるその者の年齢との差に相当する年数(以下この条において「改正後定年前年数」という。)で除して得た割合 100分の1並びに指定職俸給表1号俸の類以よ4号集の類以よ4号集の類別よ4号集の類別よ4号集の類別なります。 |
| | の額以上4号棒の額 除して得た割合 未満である教職員及 び指定職俸給表以外 の俸給表適用者で退 職の日において定め られているその者に 係る定年と退職の日 |

改 正 後 前 正 におけるその者の年 齢との差に相当する 年数が1年である教 職員は100分の2 100分の1並びに 100分の1を改 特定減額前俸給月額 正後定年前年数で が指定職俸給表1号 除して得た割合 俸の額以上4号俸の 額未満である教職員 及び特定減額前俸給 月額が指定職俸給表 以外の俸給表適用者 で退職の日において 定められているその 者に係る定年と退職 の日におけるその者 の年齢との差に相当 する年数が1年であ る教職員は100分 \mathcal{O} 2 17 前7項の規定は、教員には適用しない。

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

国立大学法人京都大学教職員早期退職規程 (平成22年達示第23号)

(目的)

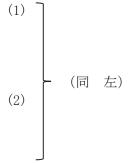
- 第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第22条の2の規定に基づき、教職員が自らの意思により就業規則第22条第1項<u>各号</u>に定める定年の年齢に達する日の前日までに、次の各号に規定する募集に応じて申出を行い、及び第5条第1項の認定を受けて退職する制度(以下「早期退職制度」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。
 - (1) 教職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的 ととして、第3条に規定する退職の日(以下「退 職の日」という。)において定められているその 者に係る定年から15年を減じた年齢以上の教職 員を対象として行う募集
 - (2) 組織の改廃又は事業場若しくは施設の移転を円 滑に実施することを目的として、当該組織又は事 業場若しくは施設に所属する教職員を対象として 行う募集

(後略)

(目的)

附則抄

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第22条の2の規定に基づき、教職員が自らの意思により就業規則第22条第1項に定める定年の年齢に達する日の前日までに、次の各号に規定する募集に応じて申出を行い、及び第5条第1項の認定を受けて退職する制度(以下「早期退職制度」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。



| 改 正 前 | 改 正 後 |
|-------|---|
| | 附 則 抄 (施行期日) 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。 (経過措置) 13 当分の間、第1条第1号の規定中「定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上の教職員」とあるのは、「満45歳以上(教授、准教授、講師、助教及び助手にあっては満50歳以上)の教職員」と読み替える。 |

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則

(平成17年達示第37号)

別表第1

| /2 1-1/1/ T | | | | | |
|-------------|------------|-------------|------|------|------------|
| 職名 | 資格・職務能力 | 職務内容 | 雇用年齢 | 定年 | その他の事項 |
| | | | 上限 | | |
| 事務補佐員 | 当該業務の遂行能力が | 事務の補佐業務に従事 | 満65歳 | 満65歳 | ・当該雇用経費の趣旨 |
| 技術補佐員 | あり、原則として他の | 技術に関する職務の補佐 | | | に添った雇用に限る |
| | 職に就いていない者 | 業務に従事 | | | ・学生、研究生等を除 |
| 技能補佐員 | | 技能に関する職務の補佐 | | | < |
| | | 業務に従事 | | | |
| 労務補佐員 |] | 労務作業に従事 | 1 | | |

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則

(平成17年達示第38号)

別表第1 (第2条・第3条・第4条関係)

| 別表第1(第2条・第3条・第4条関係) | | | | | |
|---------------------|--------------|-------------|------|------|------------------------------|
| 職名 | 資格・職務能力 | 職務内容 | 雇用年齢 | 定年 | その他の事項 |
| | | | 上限 | | |
| 事務補佐員 | 当該業務の遂行能力があ | 事務の補佐業務に従事 | 満65歳 | 満65歳 | ・当該雇用経費の趣旨 |
| 技術補佐員 | る者 | 技術に関する職務の補佐 | | | に添った雇用に限る |
| | | 業務に従事 | | | ・本学に在籍する学生 |
| 技能補佐員 | | 技能に関する職務の補佐 | | | は、原則としてオフィ |
| | | 業務に従事 | | | ス・アシスタントとし |
| 教務補佐員 | 業務に関連のある分野の | 教務に関する高度な専門 | | | て雇用する |
| | 大学卒業(修業年限が 6 | 的知識及び豊富な実務経 | | | |
| | 年であるものに限る。) | 験を必要とする専門的業 | | | |
| | 以上、修士課程修了以上 | 務の補佐業務に従事 | | | |
| | 又は専門職学位課程修了 | | | | |
| | 以上、かつ、教務に関す | | | | |
| | る高度な専門的知識及び | | | | |
| | 豊富な実務経験を必要と | | | | |
| | する専門的業務に従事し | | | | |
| | た経験がある者 | | | | |
| 労務補佐員 | 当該業務の遂行能力があ | 労務作業に従事 | | | |
| 研究支援推 | る者 | 当該研究プロジェクトに | | | • 当該研究支援推進経 |
| 進員 | | 係る特殊な技能や熟練し | | | 費にて雇用される場合 |

| 研究開発補佐員 | た技術を必要とする研究 支援業務に従事 当該プログラムに係る研 究開発に関する職務の補 佐業務に従事 | に限る ・学生、研究生等を除 く ・選考基準は当該部局 が定める ・iPS細胞研究プログ ラムに限る ・jPS細胞研究プログ ラムに限る ・学生、研究生等を除 く 選考基準は、改革の場 ・学生、研究性等を除 く 選考基準はの改革の発 ・選を表達のの対策を発 等のは、の対策を発 等のは、の対策を発 等のは、の対策を発 等のは、の対策を表 をは、の対策を表 を述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述 |
|-------------------------|--|---|
| オフィス・ 本学に アシスタン ト | 在籍する学生 事務、技術、技能若しく は教務に関する補佐業務 又は労務作業に従事 | める・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る・勤務時間は原則として週20時間以内とす |

別表第2(第2条・第3条・第4条関係)

| 別衣弗 2 (弗 | 2条・第3条・第4条 | 到余) | | | |
|----------|------------|-------------|------|------|------------------------------|
| 職名 | 資格・職務能力 | 職務内容 | 雇用年齢 | 定年 | その他の事項 |
| | | | 上限 | | |
| 医師(非常 | 当該医師又は歯科医師 | 診療業務 | 満65歳 | 満65歳 | ・当該雇用経費の趣旨 |
| 勤) | としての業務の遂行能 | | (ただ | | に添った雇用に限る |
| 歯科医師 | 力がある者 | | し、大学 | | |
| (非常勤) | | | が特に認 | | |
| 寄附講座教 | 当該講座又は研究部門 | 当該講座における教育研 | めた場合 | | ・当該講座又は研究部 |
| 員 | 教員としての業務の遂 | 究又は研究部門における | は、この | | 門の継続している間、 |
| 寄附研究部 | 行能力がある者 | 研究に従事するほか、当 | 限りでな | | 雇用可能 |
| 門教員 | | 該講座又は研究部門にお | い。) | | ・ 当該寄附講座又は寄 |
| | | ける業務に支障のない範 | | | 附研究部門の設置に係 |
| | | 囲内でその他の授業又は | | | る寄附金にて雇用され |
| | | 研究指導を担当する | | | る場合に限る |
| | | | | | ・選考方法、選考基準 |
| | | | | | は当該講座・研究部門 |
| | | | | | を置く部局が定める |
| 産学共同講 | | 当該講座における研究教 | | | ・当該講座又は研究部 |
| 座教員 | | 育又は研究部門における | | | 門の継続している間、 |
| 産学共同研 | | 研究に従事するほか、当 | | | 雇用可能 |
| 究部門教員 | | 該講座又は研究部門にお | | | • 当該産学共同講座又 |
| | | ける業務に支障のない範 | | | は産学共同研究部門の |
| | | 囲内でその他の授業又は | | | 設置に係る共同研究費 |
| | | 研究指導を担当する | | | 等にて雇用される場合 |
| | | | | | に限る |
| | | | | | ・選考方法、選考基準 |

| I | I | 1 | l I |
|-------------|------------------------------|-------------|--------------|
| | | | |
| 研究員(非 | ・当該プロジェクト等 | 当該プロジェクト等に係 | |
| | に応じ総長が定める | る研究等に従事 | |
| 要に応じて | | | |
| 総長の定め | | | |
| るところに | | | |
| より名称を | | | |
| 付記するこ | | | |
| とができ | | | |
| 3) | | | |
| 専門業務職 | 業務に関連のある資 | 特定の分野における高度 | 満 6 5 歳 |
| 員(非常 | 格、学位又は経験を有 | の専門的知識又は経験等 | F 0 0 ///X |
| 勤) | する者 | を必要とする専門的業務 | |
| 2737 | | に従事 | |
| 薬剤師(非 | 当該業務に必要な免許 | 当該免許に係る職務に従 | |
| 常勤) | を有する者 | 事 | |
| 栄養士(非 | , / • | | |
| 常勤) | | | |
| 診療放射線 | 1 | | |
| 技師(非常 | | | |
| 勤) | | | |
| 臨床検査技 | | | |
| 師(非常 | | | |
| 勤) | | | |
| 衛生検査技 | | | |
| 師(非常 | | | |
| 勤) | | | |
| 臨床工学技 | | | |
| 士(非常 | | | |
| 勤) | | | |
| 理学療法士 | | | |
| (非常勤) | _ | | |
| 作業療法士 | | | |
| (非常勤) | _ | | |
| 視能訓練士 | | | |
| (非常勤) | - | | |
| 言語聴覚士 | | | |
| (非常勤) | _ | | |
| 義肢装具士 | | | |
| (非常勤) | _ | | |
| 歯科衛生士 (非常勤) | | | |
| 歯科技工士 | - | | |
| (非常勤) | | | |
| 保健師(非 | - | | |
| 常勤) | | | |
| 助産師(非 | - | | |
| 常勤) | | | |
| 看護師(非 | 1 | | |
| 常勤) | | | |
| 114 2747 | | | |

は当該講座・研究部門 を置く部局が定める

- ・当該研究がプロジェクトである場合は、当該プロジェクトの継続している間、雇用可能・当該プロジェクト等経費にて雇用される場合に限る
- ・学生、研究生等を除く
- ・当該雇用経費の趣旨 に添った雇用に限る

| 准看護師 | | | |
|-------|--|--|--|
| (非常勤) | | | |

別表第3 (第2条・第3条・第4条関係)

| 別公舟る(朱 | 52年・第3年・第4年度 | | | | |
|--------|---|-------------|------------------|------|------------|
| 職名 | 資格·職務能力 | 職務内容 | 雇用年齢 | 定年 | その他の事項 |
| | | | 上限 | | |
| 講師(非常 | 当該授業担当の遂行上 | ・カリキュラムにおける | 特に無し | 満65歳 | ・当該授業担当又は研 |
| 勤) | 必要な能力を有する者 | 授業を担当する | | | 究指導の遂行上必要と |
| | 又は学生の研究指導能 | ・学生の研究指導を行う | | | 認められる間、雇用可 |
| | 力がある者 | | | | 能 |
| | | | | | ・当該雇用経費の趣旨 |
| | | | | | に添った雇用に限る |
| ティーチン | 大学院に在籍する優秀 | 学部学生、修士課程学生 | _ | | ・当該雇用経費の趣旨 |
| グ・アシス | な学生 | に対し、教育的効果を高 | | | に添った雇用に限る |
| タント | | めるため、実験、実習、 | | | ・選考基準は当該研究 |
| | | 演習等の教育補助業務に | | | 科が定める |
| | | あたる | | | ・勤務時間は月40時 |
| | | | | | 間(週10時間程度) |
| | | | | | 以内 |
| リサーチ・ | | 研究プロジェクト等を効 | | | ・当該雇用経費の趣旨 |
| アシスタン | | 果的に推進するため、研 | | | に添った雇用に限る |
| F | | 究補助者として従事し、 | | | ・選考基準は当該部局 |
| | 生 | 当該研究活動に必要な補 | | | が定める |
| | | 助業務を行う | | | ・勤務時間は原則とし |
| | | | | | て週20時間以内とす |
| | | | | | る。 |
| 法科大学院 | . , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | 法科大学院(法学研究科 | | | ・任期については、法 |
| 特別教授 | | 法曹養成専攻)における | (ただ | | 科大学院の定めによる |
| 法科大学院 | | 教授又は准教授の職務に | | | |
| 特別准教授 | 度専門職業人 | 従事 | が特に認 | | 1.000 |
| 専門職大学 | | 専門職大学院(法科大学 | | | ・任期については、当 |
| 院特別教授 | | 院を除く。)における教 | | | 該専門職大学院の定め |
| 専門職大学 | | 授又は准教授の職務に従 | | | による |
| 院特別准教 | するため特に必要とな | 事 | ν _°) | | |
| 授 | る高度専門職業人 | | | | |